



広域広報

本 荘 由 利

平成23年6月

介

お知らせします 介護保険事業の状況

本荘由利広域市町村圏組合

〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地

TEL 0184-23-2019

FAX 0184-23-4022

介護保険の円滑な実施のために、多岐にわたる保険者事務の効率的な処理と安定的な財政基盤の構築、そして充実したサービス提供体制の確立を図ることなどを目的に、由利本荘市、にかほ市の介護保険者事務に関する事業を本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施しています。

介護保険制度の趣旨をご理解いただき、介護保険事業へのご協力をお願いします。



○介護保険制度の概要

介護保険制度は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供できるしくみです。

本荘由利広域市町村圏組合の取組方針

基本理念

高齢者の自立を支援し、
要支援・要介護となっても、
住み慣れた地域で安心して暮らせる
高齢社会づくり

基本目標

- 目標1 高齢者の介護予防の推進
- 目標2 介護サービスの充実と質的向上
- 目標3 地域ケア体制づくりの推進

◆ 要介護認定までの流れ ◆

① 認定の申請をします

サービスの利用を希望する人は、お住まいの市役所の窓口
に認定の申請をしてください。

② 調査と審査が行われます

訪問調査、主治医の意見書により一次判定（コンピュータ
判定）と二次判定（介護認定審査会）による審査が行われ
ます。

③ 認定結果をお知らせします



- 要介護1～5…介護サービスを利用できます。
- 要支援1～2…介護予防サービスを利用できます。
- 非該当……………介護予防事業を利用できます。

いい日、いい日。

11月11日は 介護の日です。

本荘由利圏域の人口・世帯数・面積

平成23年5月末現在

市 名	人 口	世 帯 数	面 積
由利本荘市	85,547人	30,286世帯	1,209km ²
にかほ市	27,948人	9,575世帯	240km ²
合 計	113,495人	39,861世帯	1,449km ²

○要介護認定審査会の状況

要介護認定審査会は、医療・保健・福祉に関する学識経験者で組織され、介護が必要になった被保険者が提出する要介護認定申請について、認定調査員や主治医からの情報を基に、介護の手間の判断による審査を行い、要介護度や認定有効期間などの判定を行います。

本荘由利広域市町村圏組合介護認定審査会は、医師56人、歯科医師8人、保健師や看護師などの保健分野19人、理学療法士や社会福祉士などの福祉分野19人の合計102人の方々を審査会委員として委嘱し、毎週月曜日、水曜日、金曜日に、医療分野2人、保健・福祉分野各1人の4人の委員が出席して、1回につき最大45件の審査判定を行っています。

なお、審査対象者の氏名等は審査員にも非公開で審査しています。審査結果は「認定結果通知書」として申請者へ送付されます。



▲要介護認定審査会の様子

平成22年度 認定審査会判定状況

開催回数	審査件数				一次判定からの変更		
	新規	更新	変更	計	軽度	なし	重度
171	1,416	5,345	556	7,317	80	6,205	1,032
判定結果							
非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40	629	939	1,392	1,391	956	957	1,013

認定者数、サービス利用者数の状況

		H22.3	H23.3	増減
第1号被保険者		32,771	32,361	△410
認定者数	要支援1	395	429	34
	要支援2	674	690	16
	要介護1	1,129	1,001	△128
	要介護2	1,241	1,357	116
	要介護3	939	968	29
	要介護4	929	956	27
	要介護5	892	952	60
	合計	6,199	6,353	154
利用者数	居宅	3,594	3,777	183
	地域密着	168	211	43
	施設	1,108	1,114	6
	合計	4,870	5,102	232

○認定者数・介護サービス利用者数の状況

■被保険者数、認定者数の推移

平成23年3月末現在で65歳以上の第1号被保険者数は前年より410人減少し32,361人で、圏域である2市の総人口114,065人に対する割合は28.4%となっています。

第1号被保険者の19.6%にあたる6,353人の方々が要支援・要介護の認定を受けています。これは前年より154人（2.5%）の増加となっており、年々増加の一途をたどっています。

認定者の介護度別の割合は、要支援1・2、要介護1の軽度者が前年より3.5%減少して、2,120人で33.4%、要介護2・3の中度者が6.7%増加して、2,325人で36.6%、要介護4・5の重度者が4.8%増加して、1,908人で30%となっています。

■介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスは、認定結果に記載された区分（非該当、要支援、要介護）により利用できるサービスが異なります。非該当の方は介護保険サービスを利用できませんが、市が実施する介護予防事業（地域支援事業）を利用できます。要支援者は介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを利用できます。要介護者は居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを利用できます。認定者の80.3%にあたる5,102人の方々がサービスを利用しています。これは、前年より232人（4.8%）の増加となっています。内訳では、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）などの居宅サービスを利用者の74%にあたる3,777人が、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスを利用者の4.2%にあたる211人が利用しています。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設などの介護保険施設に入所している方が、利用者の21.8%にあたる1,114人となっています。

○介護保険事業計画を策定します

介護保険事業計画とは、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、介護保険サービスの利用の見込み、サービス提供の確保の方策など介護保険事業を運営していく上で必要となる事項を定めるものです。計画は3か年を対象とした策定であり、第5期介護保険事業計画は平成24年度から平成26年度までが計画期間となります。

今後の策定にあたっては、地域の実情に応じた介護サービスを提供できる体制確保などに努めていきます。

○介護給付費の見込

介護サービスの費用のうち、原則1割は利用者が負担し、残りの9割が介護保険から給付されます。平成23年度の介護給付総額は103億5,239万円を見込んで、平成22年度より12億3,488万円（13.5%）と大幅な増加となっています。

居宅サービス給付費は給付総額の55.6%にあたる57億5,896万円で前年より6億1,202万円（11.9%）の増加となっています。

施設サービス給付費は給付総額の37.3%にあたる38億6,176万円で前年より4億8,732万円（14.4%）の増加となっています。

その他給付として、低所得者対策としての特定入所者介護給付や高額介護給付など、計7億3,167万円で前年より1億3,554万円（22.7%）の増加となっています。

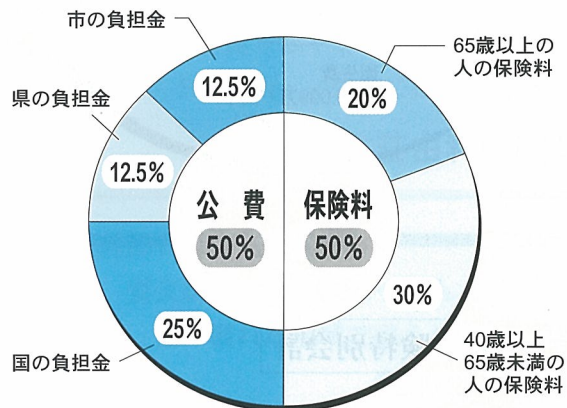
介護給付費の状況

単位：千円

		H22年度実績	H23年度見込	比較増減
居宅サービス	訪問系サービス	616,396	677,396	61,000
	通所系サービス	1,738,040	1,900,999	162,959
	短期入所系サービス	1,445,765	1,642,893	197,128
	地域密着型サービス	463,240	585,867	122,627
	福祉用具・住宅改修	251,251	288,745	37,494
	特定施設、計画費等	632,253	663,062	30,809
	計	5,146,945	5,758,962	612,017
施設サービス	介護老人福祉施設	1,906,234	2,381,002	474,768
	介護老人保健施設	1,467,912	1,480,467	12,555
	介護療養型医療施設	286	286	0
	計	3,374,432	3,861,755	487,323
その他	高額サービス	177,905	213,351	35,446
	特定入所者サービス	405,200	504,375	99,175
	審査支払手数料	13,022	13,944	922
	計	596,127	731,670	135,543
合 計		9,117,504	10,352,387	1,234,883

○介護給付費の負担

■介護保険の財源内訳



※上記円グラフの財源構成は、居宅サービス給付費の負担割合です。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険料の納め方は2種類に分かれます

《特別徴収》

年金が年額18万円以上の人

年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

《普通徴収》

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

※年金が年額18万円以上でも、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めていただくことがあります。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合

◎保険料を納めずにいると 保険料を納める人の公平を確保するため、滞納期間に応じて保険給付が制限されます。

納期限から1年以上滞納した場合 ⇒ 支払い方法の変更

通常、介護サービスを利用すると利用者は利用料として1割を自己負担し、残りの9割については保険者からサービス提供機関に支払われます。しかし、納期限から1年以上滞納している場合には、いったん利用料の全額を支払い、後日9割相当分を保険者から払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

納期限から1年6ヶ月以上滞納した場合 ⇒ 保険給付の一時差し止め及び滞納保険料を控除

償還払い化された保険給付の支払の一部または全部を差し止めます。更に滞納保険料を納付しないときは、差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除される場合もあります。

納期限から2年以上滞納した場合 ⇒ 自己負担の引き上げ及び高額介護サービス費等の支給停止

納期限から2年経過すると、時効により納めることができなくなります。滞納期間に応じて、自己負担が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

○問い合わせ先

本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課

■電話番号 0184-24-3347 ■ホームページアドレス <http://www.chokai.ne.jp/honyuko/>

（要介護認定の申請受付や、各種申請の受付は由利本荘市、にかほ市の各介護保険担当窓口まで）

平成23年度当初予算

広域市町村圏組合の予算は、一般会計と2つの特別会計からなっています。

一般会計

平成23年度の一般会計当初予算は、11億3,000万円で、歳入は、組合を構成している2市からの事業別の分担金及び負担金10億5,308万7千円が主な収入となっています。

歳出では、組合全般の管理事務などを行うための総務費1億5,429万円、養護老人ホーム寿荘の管理運営などに充てられる民生費2億2,838万8千円、し尿処理などに充てられる衛生費4億5,099万7千円、地方債の償還に係る公債費2億9,488万1千円が主なものとなっています。

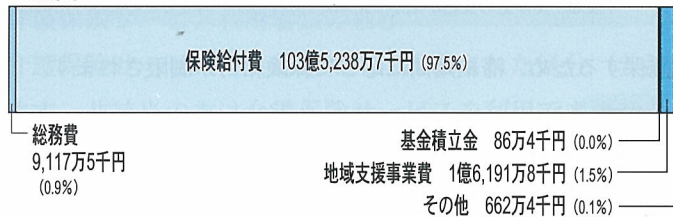
特別会計予算の内訳

▼介護保険特別会計 106億1,296万8千円

・歳入

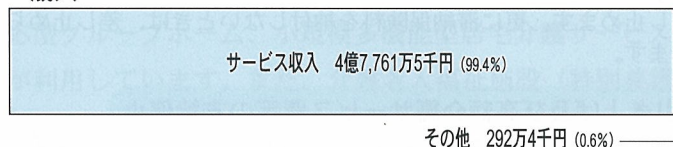


・歳出

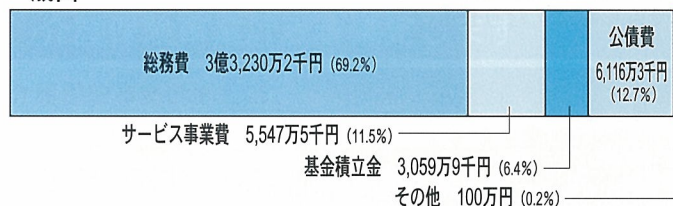


▼特別養護老人ホーム特別会計 4億8,053万9千円

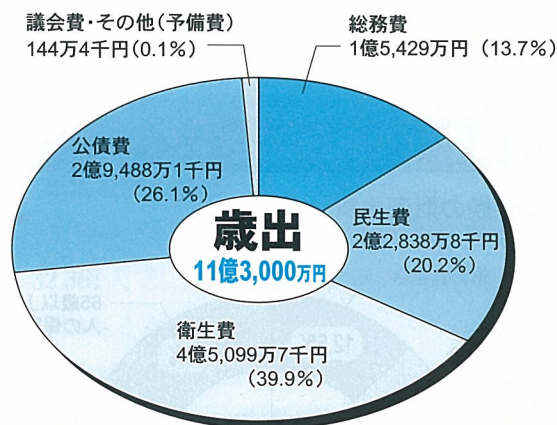
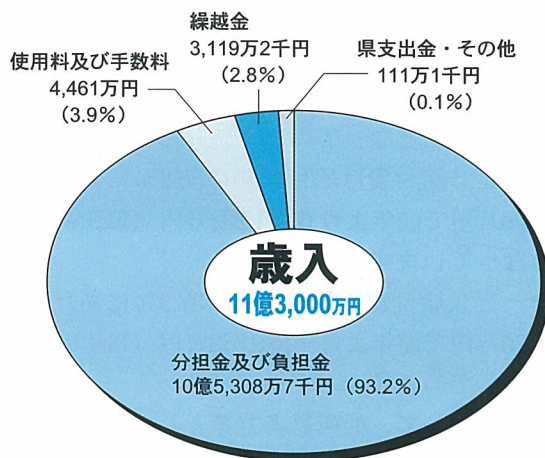
・歳入



・歳出



一般会計予算の内訳



特別会計

介護保険特別会計

介護保険給付費などを支払う特別会計です。歳入のうち保険料は第1号被保険者(65歳以上)の保険料で、支払基金交付金は第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料分であり、介護保険を運営するための大切な財源となっています。なお、保険料は地域の介護サービスに係る費用の総額に基づき算定されます。

特別養護老人ホーム特別会計

特別養護老人ホーム広洋苑の会計は、独立採算による特別会計です。

歳入は、ほとんどが施設利用者の介護によるサービス利用料で、歳出は、利用者の食事代や施設の維持費、介護職員の給与などとなっています。